

住み慣れた地域で高齢者の介護保障実現に関する研究

－障害者総合支援制度を手がかりに比較－

○ 龍谷大学 肖 栄栄 (010040)

〔キーワード〕 介護保障、住み続ける権利、最低介護保障

1. 研究目的

憲法第13条と憲法第22条に基づいて、すべての人は住み慣れた地域での生活を続ける権利がある。また、憲法25条にもとづく公的責任により、人生の各段階で尊厳ある生活が保障されるべきである。高齢者が、要介護状態になったとしても、住み慣れた地域で人間らしい生活を継続できるようにするために、十分な介護を保障することが重要だと考える。

介護保障に関する制度は、高齢者の介護に対する介護保険制度と障害者の介護に対する障害者総合支援制度がある。同じ介護保障制度にもかかわらず、両制度の介護サービスには大きな格差がある。介護保険制度は中重度要介護高齢者が最低介護保障されない。介護保険サービスには支給限度額があり、24時間介護を必要とする要介護者等の要介護度の高い高齢者にはサービス量が決定的に不足するという根本的問題がある。他方、障害者総合支援制度による障害福祉サービスは上限規定を定められず、在宅において介護支給量が保障されている。要介護者、特に中重度要介護者は人間らしい生活を実現するために、費用の心配なく介護量が充足されることが不可欠である。

本研究では障害者総合支援制度による障害福祉サービスを手がかりにして、住み慣れた地域で要介護高齢者の介護保障を実現するための研究を行う。具体的介護保険制度の改革の方向性を提示する。

2. 研究の視点および方法

本研究は要介護高齢者の住み続ける権利という観点から、住み慣れた地域での要介護高齢者の介護保障を実現することを目的とする。

本研究は文献研究を中心として、比較研究を行うこととする。まず、住み慣れた地域に住み続ける権利と介護保障を受ける権利について検討する。住み慣れた地域での要介護高齢者の介護保障の重要性を明らかにする。また、要介護高齢者の介護実態を踏まえた上で、介護保険制度は中重度要介護高齢者が最低介護保障されないことを明らかにする。具体例として「浅田訴訟」と「天海訴訟」の裁判事例研究を行う。さらに、高齢者が住み慣れた地域で必要な介護を実現するために、介護保険制度と障害者総合支援制度の比較を検討する。最後に、介護保険制度と障害者総合支援制度の比較研究を通じて、介護保険制度改革への提言をする。

3. 倫理的配慮

文献研究を中心とするために、倫理に係る審査を受けられない。本発表は一般社団法人日本社会福祉学会の「研究倫理規定」等に基づき研究を行う。また、本発表に関して開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

介護保険制度と障害者総合支援制度の比較研究を通じて、両制度は共通点と類似点があるが、制度の基本理念や内容などが異なる。まず、二つの制度の利用者負担と支給限度額を見る。介護保険制度は1割から3割負担である。これに対して、障害者総合支援制度は1割負担である。また、介護保険制度における要介護に応じて保険給付の上限が設けられる。介護サービスの利用限度額を超えた額は全部利用者負担となる。障害者総合支援制度による介護サービス量の上限は設定されない。そのために、介護保険の居宅・地域密着型サービスは必要とされる介護サービス量の一部しか保障しないが、障害者総合支援制度の在宅サービスは一部の自治体で必要とされる介護サービス量を保障している。

同じ介護を保障している制度にもかかわらず、介護サービス量と費用負担には格差がある。そのものを明確にした事例として「浅田訴訟」と「天海訴訟」がある。浅田と天海は脳性まひによる重度の障害があり、食事、排泄などの日常生活において介助が必要である。65歳になるまで、費用の心配なく必要なサービスが保障される。65歳を迎えて介護保険の被保険者になると、それまで利用していた障害者福祉サービスを利用できなくなる。浅田と天海は障害者福祉サービスから介護保険サービスに移行後、必要な介護サービスが保障されない。以上のことから、介護保険制度は中重要度要介護高齢者が介護保障されないことが明確である。

5. 考察

本研究は要介護高齢者の住み続ける権利という観点から検討した。要介護高齢者は人間らしい生活をするために、自分の生き方、自分で決められることが重要である。要介護高齢者、特に中重度要介護高齢者は人間らしい生活のために、十分な介護サービスが保障されることが不可欠である。「浅田訴訟」と「天海訴訟」は利用者と市町村の間に介護保険優先原則をめぐる紛争だけでなく、二つの訴訟は介護保険サービスと障害者福祉サービスには利用格差が起こることである。介護保険サービスは要介護度に応じて限度額が決まるため、その限度額内のサービスしか利用できない。これに対して、障害者福祉サービスでは、障害支援区分に応じて基準額が定められるが、上限規定がない。介護保険制度の発足以降、制度の持続可能性を確保するために改革が行なわれてきた。介護保険制度は要介護者の介護保障を実現するという観点から、改革するべきだと考える。とくに、自己負担や支給限度額の改正を重視するべきだと考える。